

山科言継をめぐる三人の女性

— 実母・愛人・長女 —

清水 克行

はじめに

本稿の目的は、戦国期の社会相を活写した日記『言継卿記』の筆者、山科言継よきつぐ（永正四年（一五〇七）〜天正七年（一五七九））の私生活の一端を明らかにすることにある。⁽¹⁾すでにかれ個人の事蹟については、奥野高広『言継卿記—転換期の貴族生活—』（高桐書院・一九四六年）、今谷明『言継卿記—公家社会と町衆文化の接点—』（そしえて・一九八〇年）、のち『戦国時代の貴族』と改題、講談社学術文庫・二〇〇三年）という二冊の書物によって、かなりの部分⁽²⁾が明らかにされている。しかし、後述するように、かれをめぐる三人の女性（実母・愛人・長女）の事蹟について

は誤解も多く、かならずしも明確にされているとはいえない。そこで『言継卿記』読解の基礎作業として、その三人の女性の事蹟を可能なかぎり明らかにしておきたい。そして、その作業を通じてえられた知見をもとに、当該期の女性史研究に一事例を提供するとともに、女性を媒介にした当該期の都鄙間関係のあり方について若干の考察を行いたいと思う。

一、実母北尾氏

山科言継の実母は、『公卿補任』天文六年条や『尊卑分脈』にわずかに「女孀」（禁裏に仕える下級の女官）と記されるのみで、その氏素性は明らかでない。今谷明氏は

『言継卿記—公家社会と町衆文化の接点—』で、この事実
に踏み込んで「公卿の出自を通覧しても『母女嬬』という
のは珍しく、特異な存在であったことは確かである。言継
の後年に見られるような庶民との幅広い交際・もって生ま
れた庶民性は、あるいはこの母の血脈によるものであろう
か」（一七〇頁。初版の頁数。以下も同じ）と評している。
また今谷氏はべつの箇所で「日記には実母のことを全く記
していない」（一七〇頁）、『言継卿記』に「老母」と記さ
れているのは（養母の中御門）宣胤の息女のことである」（
一六九頁）、「母子の間はほとんど生き別れに近い状態で
あったのではなからうか」（一七〇頁）ともしているが、
本当のところはどうだったのだろうか。ここでは『言継卿
記』にわずかに残された情報をもとに、言継実母のその後
の人生と、彼女と言継の関係について探ってみたい。

たまに言継邸を訪れる人物の一人に北尾出雲守という男
がいる（最初「北尾新一（四）郎」、天文八年正月以降
「北尾新兵衛尉」、天文十七年正月以降「北尾出雲守」、天
文二十一年七月以降「北尾入道」^③）。かれは広橋家の被官で
あったが、言継邸の「北隣」に住み、^④天文二十一年（一五
五二）十月十三日条では言継二女の阿子と丹波の某との婚
姻を仲介しようともしており、身分差はあるものの山科家
と相当に近い人物である。事実、天文二年（一五三三）

十一月二十一日条には「北尾新一郎同道候、予外伯父也」
とあり、また天文二十三年（一五五四）正月七日条には
「予叔父也、北尾出雲守」とあるように、かれは言継の血縁
者で、「外伯父」ないし「叔父」であった。言継の場合の
「外伯父」「叔父」には、もちろん①実母「女嬬」の兄弟、
②養母中御門氏の兄弟、の二つの可能性が考えられるが、
永禄八年（一五六五）七月四日条で「北尾後家言伝、予実
母者永禄元・五・十九死去云々」として、北尾氏から実母
の死亡年月日が伝えられていることなどからして、かれは
①実母の兄弟であったと考えられる。そして同時にここか
ら、いままで「女嬬」としか伝えられてこなかった言継実
母が北尾氏であったことが判明する。

この北尾出雲守を手がかりにして言継の実母を追ってゆ
くと、案外容易に彼女の人生をあつづけることができる。
まず山科家の家督を継いで四年目、言継二十六歳の天文三
年（一五三四）八月四日条に「北尾新四郎呼候、予老母方
へ社嶋之長崎内藏助、書状下候間、同可下之由申候、一蓋勸
候了、書状前官務内伊賀又三郎ニ言伝了」とあり、言継が
「社嶋」の「長崎内藏助」もとにいる「老母」へ書状を送
ろうとしており、ついでに北尾にも書状を添えることをす
まめていることがわかる。文中の「社嶋」とは、後掲の史
料などからも周防国屋代嶋（現在の山口県大島郡）のこと

とみてまちがいない。現在、山口県大島郡東和町には長崎という地名があるから（民俗学者宮本常一の生地として有名）、「長崎内蔵助」はこの地の国人と思われる。おそらく彼女は言継を生んだ後、身分上の問題から山科家に迎えられることはなく、この「社嶋之長崎内蔵助」のもとに嫁したか、長崎家に侍女として奉公したのだろう。そしてこの史料から、言継もすでにその事実を知っており、自分から実母へ連絡をとろうとしていることがうかがえる。

天文十三年（一五四四）閏十一月十七日条では「北尾新兵衛来、西国老母方より在「便宜言伝之由申之」と、やはり北尾出雲守を介して、こんどは「老母」の側から言継へ「便宜言伝」が寄せられていることがわかる。この他にも、北尾出雲守は天文十九年（一五五〇）に主人広橋兼秀にしたがって周防国に下向していることが確認でき、おそらくこうした機会をとらえて、母子の間の連絡はときおりとられていたものと想像される。通信手段が未発達なうえに戦乱などによる途絶もあり、両者のあいだの交信は決して頻繁であったとは思われない。また、実際の通信も北尾氏を介したものであったり、後述のように、たまたま通りすがりの「順礼衆」や知人に「書状言伝」を托したりということがほとんどであった。しかし、どうやら二人の親子の関係は、京都と周防国と、距離こそ遠いものの、「生

き別れ」というほど悲劇的なものではなかったようだ。

やがて、言継五十歳の永禄元年（一五五八）閏六月二十日条には「暮々北尾出雲入道来、從「防州八代嶋老母方」書状言伝有之云々、順礼衆有之云々、書状言伝了」という記事もみえ、また屋代嶋の母の方から言継に北尾氏を介して書状があったことがわかる。それをうけた言継は、すぐに居合わせた「順礼衆」に頼んで返事を送っている。しかし、不幸にも、この息子の返事をついに「老母」は見ることがなかった。さきに掲げた記事に明らかなおと、皮肉なことに彼女は言継がこの書状を受けとる直前、永禄元年五月十九日にすでに死去していたのである。想像するに、彼女から送られてきた最後の書状の内容も、みずからの悪化する病状をわが子に伝えるものではなかったのだろうか。

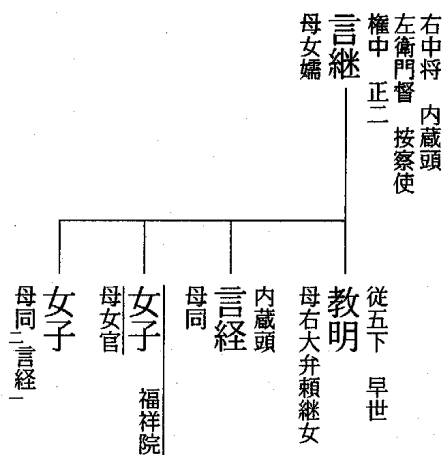
その後、実母の死を知った言継は、「養母唯心院玉林貞照」とはべつに、ほぼ毎月の命日に「亡母妙永大姉」のために清和院の僧を自邸によんで法事を営んでいる。また北尾出雲守も永禄三、六年頃に死去したと思われるが、その妻と息子に対しては、かれらを青花公事役の代官に任じることで生活の保障を行っていたことがうかがえる。身分こそ「女孀」であったが、言継は終生実母とその実家への配慮を怠らなかつたようである。

以上、断片的ながら『言継卿記』をもとにして山科言継の実母の後半生と、言継と実母の関係を明らかにした。ここで指摘した、公家の子女を出生した女性の地方での活動、その後も身分を超えた母子関係の存続といった点などは、はたして同時代のほかの母子関係にも普遍化できるのだろうか。つぎに、言継の愛人と長女の事蹟を追跡することで、さらにその問題を考えてゆきたい。

二、愛人左衛門督と娘阿茶

奥野高広氏の『言継卿記―転換期の貴族生活―』の整理によれば、言継には四男四女があったとされる。それぞれ誕生順に紹介すると、長女は阿茶(天文三年生)、二女は阿子(天文六年生、天文二十二年九月に早世)、長男は教明(天文八年生、天文十二年六月に早世)、二男は言経(天文十二年七月生)、三女は恵桂(天文十五年二月生)、三男は諸光(天文十六年生)、四男某(天文二十一年八月生、同月に早世)、四女某(弘治元年正月生、翌年十一月に早世)である(九五〜九七頁)。この八人の子供について、奥野氏も今谷氏も、これまでの研究では、すべて言継と正室「南向」(葉室氏)とのあいだの子供と考えてきたようである。

しかし、『尊卑分脈』では、言継の子女四人を以下のよう記している。



当然、ここで注目されるのは、傍線を引いた三人目の「女子」の「母女官」という註記である。これにしたがえば、言継の娘の一人は正室葉室氏の産んだ子供ではなく、言継と禁裏の「女官」とのあいだの子供であったということになる。つまり、ほかならぬ言継自身も、かれの父言綱と同様、禁裏の女官と性愛関係をもち、子女を出生させていたのである。では、この娘は何者で、この母親にあたる「女官」とはいった何者なのであろうか。

まず一般的に考えても、この『尊卑分脈』では、言継の息女のうち早世した三人と、他家(薄家)をついだ三男諸光を除く四人を載せていることは明らかである。そして、

男・女に分けたうえで誕生順に名前を列記しているのは、ほかの家の記載にも共通する『尊卑分脈』の基本的な記載ルールである。それにもとづけば、この「女子」は長女阿茶を指すことになる。さらに決定的な証拠は、彼女に対する注記「福祥院」である。はたして長女阿茶も、誕生してすぐに「福昌（生）庵」の喝食とされているから、『尊卑分脈』の「福祥院」も、この「福昌（生）庵」を指すとみてまちがいないだろう。ここから、言継の長女阿茶は、兄弟姉妹のなかでは唯一正室葉室氏の娘ではなく、言継と「女官」とのあいだの子供であったことが判明する。

この阿茶は天文三年（一五三四）の生まれであるが、父である言継は当時すでに家督を継いでおり、天文二年（一五三三）十一月二十八日には十三歳年下である葉室頼継の息女を妻室に迎えていた⁹。そのため、おそらく言継は生母である「女官」を妻室に迎えることができず、当然ながら、その娘阿茶も山科家に入れることはできず、彼女は出生後まもなく福昌庵に預けられることになったのだろう。

ただし、言継は、この長女をかならずしも疎んじていたわけではなかった。むしろ、ほかのどの子供よりも気にかけていたようすで、言継の福昌庵への訪問は『言継卿記』のなかにも、かなりの頻度で確認できる。また『言継卿記』の毎年の巻頭には、きままって山科家の家族の名前と年齢が

山科言継をめぐる二人の女性

言継自身の筆で列挙されているが、そこでも阿茶のことは喝食のあいだは「喝食」、天文十七年（一五四八）二月十三日に十六歳で得度してからは「御寮」、天文十八年（一五四九）八月十一日、前庵主理慶の死去後に十七歳で庵主となつてからは福昌庵をあらわす「福」と記され、正室「南向」のあと、嫡男「言経」のまえに記載されている。仏門に入れたあとも、言継は彼女をれっきとした山科家の長女と考えていたのである。

さて、問題の彼女の生母の正体であるが、『言継卿記』本文のなかに、その名前が記されているのは、わずか一ヶ所のみである¹⁰。それは、十七歳の阿茶が晴れて福昌庵の庵主となつた直後の天文十八年十月十二日条。そこには「越前朝倉所左衛門督福昌庵母也、所へ書状調、麝香丸三貝、等下之、福昌庵へ遣之」とあり、ここから阿茶の母が「左衛門督」という名で、現在は「越前朝倉所」へ身を寄せていることが判明する。おそらくは、天文三年に言継の娘を産んだ「女官」「左衛門督」は、その後、さきの言継の実母北尾氏の場合とおなじように、越前朝倉氏のもとに側室として嫁したか、侍女としての奉公を行っていたのだろう。もし、かりに側室だとすれば、当時の当主の朝倉義景（天文二年へ一五三三）生）よりも、この前年に死去した先代の朝倉孝景（明応二年へ一四九三）生）が言継（永正四年

〈一五〇七〉(生)の同世代であるから、かれの側室として朝倉家に入り、その死後もそのまま朝倉家にとどまっていたと考えるのが順当だろう。⁽¹¹⁾ いずれにしても、ここでは娘阿茶が一人前として福昌庵の庵主になったのを機に、言継の側から彼女へ久しぶりの近況報告とささやかな自家製の菓の送付がなされたものと思われる。しかし、この書状と菓が言継から左衛門督に直接送られているのではなく阿茶を介して送られているという事実は、生母と娘とのあいだでの、父親をさしおいて日常的にかなり密に行われていた交信関係を前提にしたものようである。このように地方へ下ってもなお生母と実子とのあいだに交信関係が維持されるというのは、さきにもた言継と実母との関係とも同一である。

ところで、この阿茶は、最終的には福昌庵を出て還俗し、越前国島田(河口莊関郷島田村、現福井県坂井郡坂井町)の松尾兵部丞(のち兵部少輔)という男のもとに後妻に入っている。早くは永禄八年(一五六五)七月四日条には「越州横田之松尾所ヨリ愚息女阿茶、順礼ニ文言伝到、今度之儀無ニ心元ニ之由申レ之、則返事調遣レ之、干飯ニテ酒勸レ之、保童円五百粒・香齋散・愛洲菓等一包充下レ之、使僧ニモ香齋散一包遣レ之、去年男子誕生之由申レ之、自愛々々、当月又産之由申候了」と記されている。この「愚息女阿茶」

がこれまで日記中に登場していた「福昌庵」と同一人であることは、『言継卿記』毎年巻頭の家族構成表のなかに「福」と入れ違いに「阿茶」が現われ、その年齢が両者一致することからもまちがいない。この家族構成表には永禄三年(一五六〇)までは「福」の名前が確認され、永禄六年(一五六三)からは「阿茶」に変わる。⁽¹²⁾ また、後掲の文書からは、永禄五年(一五六二)十二月には阿茶は松尾兵部少輔の子を懐妊していることがわかる。⁽¹³⁾ ここから、阿茶の婚姻は永禄三年から永禄五年までのあいだになされたものと考えられる。

なお、奥野氏は「言継の養母の姉は越前の青木又三郎の母である」ことから、この阿茶の婚姻をその関係を介したものと理解しているようだ(九六頁)。しかし、彼女の生母左衛門督の身を寄せたさきが越前朝倉氏である以上、この婚姻には生母左衛門督が中心的な役割を果たしたと考えるのが最も自然だろう。婚姻相手の松尾兵部少輔がべつに「朝倉兵部少輔」とも号しており、⁽¹⁴⁾ 越前朝倉氏の庶流(越前朝倉氏の祖広景三男の系統)であることも、この想像の裏づけとなる。養母中御門氏の姉との縁故は、この結婚には無関係か、多少の関係があったとしてもそれは副次的な要因にすぎなかったと思われる。むしろ朝倉氏に身を寄せた生母が、その後も娘の行く末に気を遣いつづけ、おり

をみて仏門から還俗させ、朝倉氏の同族へ嫁がせることに尽力したのであらう。

三、その後の左衛門督と阿茶

—紙背文書をもとに—

『言継卿記』の本文記事からうかがえる左衛門督・阿茶母子の人生は、およそ以上の通りである。しかし、彼女たちが生活拠点とした越前国では、その後まもなく天正元年（一五七三）には織田信長によって朝倉氏が滅ぼされ、天正三年（一五七五）には同じく信長によって越前一向一揆に対する殲滅戦が強行されることになる。そうした動乱の渦中で、彼女たちはその後どのような人生を歩んだのだろうか。さいわいなことに『言継卿記』や、言継の子言経の日記『言経卿記』の膨大な紙背文書群のなかには、わずかながら左衛門督と阿茶自身の消息が残されている。それらは未翻刻でもあるので、煩瑣ではあるが、ここでは、その全文を紹介しながら、彼女たちのその後の軌跡を追うことにしよう。

まず一点目の史料は、『言継卿記』の自永禄九年十月二十六日至同二十九日、自十月三十日至十一月二日の紙背文書として残された、左衛門督自身の書状である（丸数字は

清水による。□は欠字。*は判読不能）。

①まことニ、久しく御おとつれも御入候ハて、御心もとなく思ひまいらせられ候は、こまゝと御ふミ給候、御うれしくみまいらせ候、なに事も御入候ハぬよし、めてたさ御うれしく候、②我身ハおとゝしの十二月十九日よりミきのあしわつらひまいらせ候て、はやすての御事にて候つる、色々くすり・きたふなと立候て、やうゝととりなほし候へとも、いまたあしたち候ハて、御やもしさまの御あたりにごやをこしらへ候て、いまいらせ候御事にて候、御やもしよりなにもまへニちかひまいらせ候ハすたひ候まゝ、きとくと申候斗にて候、御心やすくおほしめし候へく候、③又下かた御もしのかたにもなに事も御入候ハす候、ことしあけ十一になり候御もしと、五つ二なり候御もしと、ふたり御入候事にて候□まくわいにんにて候か、□やすにてちときたふ□てたまはり候へく候、たのミ入まいらせ候、□月かたんしやうの月にて御入候事にて候、なにとやらん御もうゝのよしうけ給候、よく御やうしやうかんよふの御事にて候、我らもやとすまひの御事にて候へは、物之いり候事おほしめし□やり候へく候、④* * * * *よくそ御すミ・御くすりたひ候、おほしめし御□り候てと、かすゝ申つくしかたく御うれ

しく候、ちとな(何)にかなと思ひまいらせ候へとも、おほ(思)しめしやり候へく候、このなか(綿)か(子)卅め上まいらせ候、御わたほうしに御さた候へく候、うつくしくも御入候ハねとも(何)「⑤下かたにもなに事も御入候ハねとも、な(何)に事候や、おもふやうにもなく候まゝ、こなたへき候へきなと候て、いつもゝゝせわしさはかりにて御入候、下かた(方)への文も下まいらせ候へとも、ちらとひんきなく候まゝ、こんと(今度)のひんきニ御返事とり候てまいらせ候へく候、返々おほしめしより候て、御うれしく思ひまいらせ候、めてたき事又々申候へく候、返々(皆々)なゝゝ御とりゝゝ御けもしの御事御心やす二見(元氣)たく思ひまいらせ候、又々かしく、

「(切封ウハ書)二月廿三日申 返々ゆめゝゝしく候へと(十)

もまいらせ候、
ゑちせんより

かう

まいる、御返事 人々申給へ、

書状の差出書は「ゑちせんより／かう」とあるが、文意から言継の愛人であった左衛門督の書状であると推定できる。おそらく、「かう」は「左衛門督」の「督」をさすものだろう。日付は「(十)二月廿三日」としか記されていないが、松尾家の子供の年齢（「来年には十一歳と五歳になる」）

から、後掲の書状の三年前、すなわち永禄五年（一五六二）の書状であることがわかる。書状の大意を①～⑤に分ければ、それぞれ①書状をもらったことに対するお礼、②一昨年の右足の「わずらひ」とその後の生活、③「下かた」の懐妊報告と安産祈祷の依頼、④墨と薬をもらったことに対するお礼、⑤「下かた」の返事を取り次ぐ旨の報告、といった内容になる。以下、順に注目すべき点を見てゆこう。まず②からは、左衛門督が永禄三年（一五六〇）十二月十九日に右足を「わずらひ」、以後、不自由な生活にあったことがわかる。具体的な原因は不明であるが、「わずらひ」はじめた具体的な日付が特定されているところからすれば、病気ではなく、事故であったのかも知れない。しかし、にもかかわらず「御やもしさま」の気遣いはそれ以前と変わらず、近辺に「こや(小屋)」（家屋）を建てて住まわせてもらっていることが述べられている。この「御やもしさま」は、後掲書状に見える「やかた(屋形)」とも同義で、朝倉氏当主の朝倉義景を指すと思われる。つまり、ここから左衛門督に対して朝倉義景が手厚い配慮を払っており、足が不自由になつた後も、彼女は奉公の便宜を考えて一乗谷の義景屋形近くに家屋を与えられ、厚く遇せられていたことが判明する。なお、さきに明らかにした娘阿茶が還俗して松尾兵部少輔のもとに嫁いだ時期（永禄三年～五年）は、この左衛門督

が足を患った直後にあたる。あるいは、あの阿茶の婚姻も、身体が不自由になった左衛門督が数少ない身内である阿茶を身辺に呼び寄せるためのものであったのかもしれない。

そして③と⑤に登場する「下かた御もしのかた」「下かた」は、文意から松尾氏と娘阿茶を指すと考えられる。

「下かた」というのも、越前国のなかでも最も加賀国に近い河口荘に住んでいた松尾氏のことを一乗谷から見ても「下」と見なしたがゆえの表現だろう。③では、松尾兵部少輔と先妻との間にはすでに子供が二人いたが、その後嫁いだ阿茶にも永禄六年八月には子供が生まれる予定だということが報じられている。

ついで、二点目の史料は、同じく『言継卿記』の自永禄十年三月八日至同十一日、自三月四日至同七日の紙背文書となった阿茶の書状である（丸数字は清水による）。□は欠字。*は判読不能）。

①そのうちハ久しく御たよりも候ハす、御ゆかしさの
まゝ一ふてとりむかひまいらせ候、ミなな二事な
く、御けもしの事候や、いつもゝゝ御なつかしき
さんニ入たく思ひわたしまいらせ候、くらのかミ殿・
すすき殿はやゝゝいくつゝゝニ御なり候や、それさ
まにもいくつニ御なり候や、②我身もはや卅三ニなり
まいらせ候、そよりやう、おそくいてきまいらせ候て

山科言継をめぐる三人の女性

我身もいかゝと思ひまいらせ候て候へは、おとゝしま
うけ候て、ことし三にて候、一たん^(一段)とけなりけ、さこ
そもわもしよるこひまいらせ候て、一たん^(一段)ミなゑんき
申候、一たんハしわすニうしな^(失)いまいらせ候、おしさ
かすゝゝにて候、さりなからそよりやうけもしニ御入
候まゝなニよりゝゝ御うれしく候、十三ニなり候
五もしちやくしにて候、はや五百ハかりとるかたへや
くそく候、二三ねんのうちニやり候、そのつき七の御
もしにて候、わもしと三人なから一たん^(一段)ゝゝせいし
んしまいらせ候、くれゝゝもけさんニ入たく候、それ
さまもはやゝゝ御としもよりまいらせ候やと、あさ夕
御ゆかししく思ひまいらせ候、③ふとかもしもいま御な
かかわり候て、ミンふきやうと申候、やかたの御きニ
いらせたま^(堪忍)候て、よのつねゝゝ御めもかけまいらせ
られ、かん^(堪忍)にんの御事にて候、我身なともさやうのた
よりニかやうニしていまいらせ候、いまニかもし□ら
あつかわせ給候ハかりにて候、④あさくら殿にハ思ひ
よらぬ事とも候て、上さまきやうへ御のほりときゝま
いらせ候、かすゝゝ御いもしさ申ハかりなく候、我身
候ところよりハ六七里あいた候まゝ、くわしき事
しりまいらせ候ハす候、上らふも一たん^(一段)と御ともしな
く申うけ給候か、思ひよらす御のほり候よし、わかミ

一人) (カ) (落) ひとりたちからおとしまいらせ候御事にて候、こん

へ殿之しそんハな二とてさいわいも候ハす候、かやう

ニ御入候やと申事にて候、かやうの御いとうしき事も

候へ、⑤くらのかミ殿・すき殿いくつニ御なり候や、

ミな、御せいしんミまいらせたく候、な二とてちと

文たまハリ候ハす候やと御申候へく候、あんせん寺殿

ニいらせ給候つる御ししやも御すき候よし、あら、い

おしさ候や、きもつふしまいらせ候、い

かさま文をまいらせ候はんなどと思ひまいらせ候へは、

かす、おほいなく候、わもし御ふたりハかり候や、

いまたわもしにても御もしにても候ハす候や、⑥それ

さまの御ちきやうハいまたなおりまいらせ候ハす候や、

このたひ御て二いり候ハすハ急いたいなり候ましきと

思ひまいらせ候、せんと御あつかい候て御らんし候へ

い候へく候、な二もさい、ニ御いんしん申たく候へ

とも、我身もあてかいふかき事候ハぬま、なりもな

らす候、さむくひもしニ候ハぬをとくと思ひていま

らせ候、御心やすくおほしめし候へく候、御そうりや

うさへけなりけにせいしんし候は、我身もおもふま

ニ候ハんとうれしく思ひまいらせ候、かしく、

御てもしさまへ まいる、申給へ、

これは、文意から娘阿茶の書状であることがわかる。日

付の記載はないが、文中の阿茶の年齢(卅三)から計算

して、永禄八年(一五六五)の書状であることが判明する。

先の書状で「来年には十一歳と五歳になる」と述べられて

いた先妻の子供の年齢が、ここでは十三歳と七歳になって

おり、「永禄六年八月に生まれる予定」と述べられていた

阿茶の子供がここでは三歳(数え年)になっており、前の

書状から三年が経過していることになる。書状の大意を①

⑦に分ければ、それぞれ①山科家の家族の安否確認、②

松尾家の家族の安否報告、③生母の安否報告、④「上様」

(朝倉義景止室・近衛氏)の追放について、⑤再び山科家

の家族の安否確認、⑥京都の政治情勢と山科家の知行につ

いての心配、⑦贈物の内容についての謙遜、という内容に

なる。

注目すべき点は、③で「(母)かもし」(左衛門督)の官途名が上昇し、現在は「(民部卿)みんなふきやう」と名を改め、「(屋形)やかた」の気に入りで、「よのつね、御めもかけまいらせられ」ているという点である。『朝倉始末記』巻第五によれば、義景時代の朝倉家中は「女房達多召使ヒテ、小大夫殿・式部卿殿・又宮内卿殿トテ並居テ、御前ノ評定、国中ノ公事沙汰マデモ、女房衆ノ取アツカヒトナリテ」という状態であったという。¹⁹⁾あるいは彼女も、そうしたなかにあつて、義景の厚い信頼をうけた女房の一人として朝倉氏の家政に深くかかわっていたのかもしれない。

また②の松尾家についての報告からは、松尾家の家族構成がある程度復原できる。『言継卿記』天正四年(一五七六)巻頭の山科家家族構成表からは言継の孫として「タツ廿三・石十七・虎福十三」といった名前と年齢が列記されている。年齢が一歳ずつズレるのを単純な計算間違いと考えれば、本書状に登場する松尾兵部と先妻とのあいだの十三歳(天文二十二年生)と七歳(永禄二年生)の子供が、それぞれ「タツ」と「石」に該当することになる。²⁰⁾また、本書状で三歳(永禄六年生)とされている阿茶の子供が、おそらくこの「虎福」であろう。先掲の『言継卿記』永禄八年七月八日条では同月に次子が生まれる予定が述べられているし、のちの『言経卿記』によれば、最終的に阿茶

と松尾兵部少輔とのあいだには、源吉郎・勝吉郎・彦三郎・平吉郎という四人の男子が産まれていたことがわかる。本書状では、阿茶は「虎福」を産むとき、みずからの高齢(三十一歳)を憂慮していたが、彼女はけっきょくその後²¹⁾すくなくとも三人の子供を儲けたことになる。

さて、左衛門督改め民部卿の事蹟を語る最後の史料が、つぎにふれる『言経卿記』自天正十年十月九日至同十二年、自天正十年十月一日至同五日の紙背文書である。²²⁾本文書は橋本政宣氏によって織田信長に「安土行幸」計画の意図があったことを示す史料として注目され、すでにその翻刻も²³⁾紹介されているので、全文は橋本論文を参照されたい。橋本氏の分析によれば、本史料は天正四年(一五七六)に阿茶から父言継に宛てられた書状が、のちに弟言経の日記の料紙として再利用されたものと考えられる。そこでは「(兵部)やうふなとハ、(松山)まつ山と申しろのしやうもちにてうちつめ(陣)のちんあけくれにて、(皆迷惑)みなめいわくかり、(大儀)大きかり、御す(推)もし候へく候」と述べられ、夫松尾兵部少輔が朝倉氏滅亡後は織田氏の麾下に属し、加賀国江沼郡の松山城に在城していることが述べられている。同じ頃の『言継卿記』天正四年十一月十九日条では、松尾兵部少輔の居所はそれまでの「島田」ではなく「北庄」とも記されているから、朝倉氏滅亡後、松尾兵部少輔は織田軍の柴田勝家(北ノ庄城主)

の配下につくことで生きのびることができたのだろう。

そして、それとともに天正三年八月の織田軍による一向

一揆壊滅戦の渦中の混乱のなかでの生母の安否が、「われ

らかかもしも、(去年)(信長)こそそのふなか殿御(出)いて候(逃)ときに(逃)け候とて、

あしかよわく候(弱)とをくへハゑ(速)に(逃)け候ハす候、ミち(途)にて御

すき(通)させ給候、われ(能登)ハのとニ(能登)まいらせ候ての御事に

て候、かす(数々)い(忙し)もし(数々)さ、かす(数々)にて候」と、切迫した

様子で述べられている。ここでは、「私たちの母も去年の

信長殿の越前進攻のときに逃げようとなりましたが、足が弱

かったので遠くへは逃げるできませんでしたので、

途中で亡くなられてしまいました。私たちが能登国にいる

あいだの出来事でした」として、越前国に残した足弱の

「かもし」が織田軍からの逃避行の途中で落命してしまっ

たという衝撃の事実が伝えられている。(24)ここで「かもし」

が「あしかよわく候」と述べられているのは永禄三年に患っ

た右足のことを指しているのだろう。また、逃避行中の

「ミちにて」の落命というのも、あるいは逃げきれずに織

田軍の凶刃に斃れたことを意味するのかもしれない。禁裏

の一女官から山科言継の愛人になり、一子出産の後には戦国

大名朝倉氏の家政に入り重用され、そして最期は戦火のな

かで命を落とす——、この激動の人生のどこまでが彼女に
よって能動的に選びとられたものなのかは、わからない。

しかし、なににしても彼女の生涯は、最後の最後まで波乱
に満ちたものであった。

おわりに

以上、本稿では、山科言継をめぐる三人の女性、実母北
尾氏・愛人左衛門督（民部卿）・長女阿茶の事蹟を明らか
にした。これにより、戦国時代史の稀有な記録者であった
山科言継の私生活の周辺が、いくぶん明らかにできたよう
に思う。

それにしても、禁裏の女官の身から公家の子女を出産し、
その後地方武士のもとで暮らしながらも、なお実子との連
絡はとりつづける——、後半で明らかになった左衛門督の
人生も、さきの言継生母北尾氏のそれとなんとよく似てい
ることだろう。ここで明らかにになった二人の女性の人生か
ら、当該期の女性史研究の論点を抽出するとすれば、およ
そ以下の二点の問題が指摘できる。

(一) 禁裏に「女官」「女孀」として奉公し、公家と性
愛関係をもち、その子女を出産した女性は、公家
の妻妾を迎えられることはなくとも、地方社会に
活動の場は開かれており、地方武士や戦国大名の
妻妾や侍女として厚遇をうけていた。

(二) 地方武士や戦国大名の妻妾や侍女となった後も、

その女性は以前に自分の生んだ子女とは音信を保ちつづけており、それが社会的にも不自然であるとは考えられていなかった。

今回は山科家の事例の分析のみにとどまったが、これらの点はさらに事例を重ねることで普遍化可能であると思われる。

とりわけ(一)の問題については、彼女たちの存在を媒介にして、当時の都鄙間に禁裏—公家庭臣—地方武士(戦国大名)という、禁裏を核にした二重の〈同心円〉関係を描くことが可能となる。この点は、女性史研究というだけでなく、都と地方の関係、朝廷(天皇)のあり方を考えるうえでもきわめて重要な問題である。

もちろん、こうした関係が形成される要因は単一ではない。たとえば、〈同心円〉の〈内円〉にあたる禁裏と公家庭臣との関係についていえば、当時の禁裏は天皇家の家政機構のみに矮小化され、それを支える廷臣も禁裏小番に奉仕する階層に限定されるようになっていた。²⁵⁾これにより、禁中の女官と廷臣との関係が前代より濃密なものになったことは、『言継卿記』をはじめ当該期の古記録から容易にうかがうことができる。山科言綱と「女孀」(北尾氏)との関係も、山科言継と「女官」(左衛門督・民部卿)との

山科言継をめぐる三人の女性

関係も、そうした当時の禁裏の矮小化され公私混同されるようになった実態から形成されたものと考えるべきだろう。ついでに言えば、ここで見られた女官と廷臣との間の性的な面でのルーズさは、この後、近世初頭の猪熊事件にまでつながる戦国期の禁裏の構造的な問題であったと考えられる。

また、一方で〈同心円〉の〈外円〉にあたる地方武士と京都との関係についていえば、左衛門督(民部卿)が朝倉義景に破格の厚遇をうけた事実からみても、彼女たちは地方社会において大いに歓迎されうる存在であったことがうかがえる。彼女たち自身の素性は決して高貴なものではないにもかかわらず、ここまでの厚遇をうけたことを考えれば、そこで重視されたのは、ひとえに彼女たちの禁裏での奉公や公家世界との接触の経験であったと思われる。そうしたものを渴望する地方の土壌については、おそらく戦国期固有の問題というよりも、中世社会の貴賤観・都鄙観の問題として遡って考える必要があるだろう。²⁶⁾そうした中世以来の地方武士層の都鄙意識によって、彼女たちのその後的人生は保障されたと考えられるのである。

なお、付け加えるならば、彼女たちのかぼそい連絡手段として「順礼衆」や「山伏」への「言伝」が重要な意味をもっていたことなども、すでに指摘されていることではあ

るが当該期の都鄙間関係を考えるうえで興味深い事実といえる。⁽²⁷⁾このような地方武士層の貴賤観・都鄙観、「順礼衆」「山伏」の情報網を基礎にして当該期の〈同心円〉的な都鄙間関係は形成されていたのであり、彼女たちの後半生の転身はそれと不可分のものであったと考えられる。

註

(1) 本稿では、『言継卿記』は統群書類従完成会より刊行されている刊本を利用し、東京大学史料編纂所所蔵写真帳で適宜字句等を修正した。以下、史料名が『言継卿記』の場合、年月日のみを記す。

(2) このほか山科家の家政機構などについては、平山敏治郎『日本中世家族の研究』（法政大学出版局・一九八〇年）、菅原正子『中世公家の経済と文化』（吉川弘文館・一九九八年）、後藤みち子『中世公家の家と女性』（吉川弘文館・二〇〇二年）などがある。

(3) ただし、天文二十一年七月の「北尾入道」の初見以後も、『言継卿記』天文二十一年十月十三日・天文二十二年五月五日条などでは、引き続き「北尾出雲守」とよばれる場合がある。

(4) 天文十三年閏十一月二十九日条、天文十五年三月三日条、天文十九年八月二十八日条、天文二十年正月三日条など。なお、広橋家側の同時代史料である『兼秀公記』（東京大学史料編纂所写真帳）の現存分に北尾氏の名前は確認でき

ない。

(5) 永禄八年十二月二十五日条など。

(6) 天文十九年七月十二日条。

(7) 永禄六年七月十二日、八月六日条。

(8) 今谷氏は、実母については「死後の消息を記しているのみである。言継はこの翌日、吉田兼右に服忌のことを照会しているが、感慨といったような点も洩らしていない」（一七〇頁）とするが、それは養母中御門氏の場合も同一であり（永禄二年八月九日条）、異とするにあたらない。

(9) 末柄豊「言継卿記紙背文書雑考」（『季刊ぐんしょ』六二二号・二〇〇三年）。

(10) このほか、わずかに天文十七年三月二十日条に「御亮自去四日東福寺不二庵伯父也、へ伯母同道にて罷云々」、天文十九年三月一日条に「福昌庵ハ昨日東福寺不二庵へ罷云々、外祖母十三回云々、不二ハ伯父也」という記事があり、「御寮」「福昌庵」とよばれる阿茶には東福寺不二庵の庵主であった「伯父」と、そのほかに「伯母」がいたこと、「外祖母」（「左衛門督」の母）が天文六年（一五三七）三月に没していることがわかる。

(11) なお、「左衛門督」は女官としては小上臈（公卿もしくは四位・五位の殿上人の娘）にあたえられる高い官途であり、禁裏での「女官」時代に名乗ったものというより、朝倉家に移った後に名乗ったものである可能性が高い。

(12) 該当部分の記述は統群書類従完成会の刊本では省略されているため、東京大学史料編纂所写真帳に拠った。

(13) この子供は無事に永禄六年に生まれ、「(惣領)そりやう」となったことが後掲文書からわかるが、前掲永禄八年七月四日条で「去年」に誕生したとされる「男子」と同一人であろう。この場合の「去年」は「一年前」を指すのではなく、漠然と「以前」の意味で使われていると考えられる。

(14) 元龜二年八月八日条。

(15) 東京大学史料編纂所所蔵「言繼卿記」写真帳による。なお、判読にあたっては、高橋隆三氏の筆写による東京大学史料編纂所所蔵謄写本「言繼卿記紙背文書」を参照した。

(16) 末柄豊氏のご教示による。

(17) 本文書に登場する「くらのかみ殿」は山科言経(言繼二男)、「すすき殿」は薄以繼(言繼三男)、死去が悼まれている「あんせん寺殿ニいらせ給候つる御ししや」は恵桂(言繼三女、永禄八年九月没)である。

(18) 『朝倉始末記』巻第五(『日本思想大系 蓮如・一向一揆』岩波書店・一九七二年)によれば、朝倉義景の最初の正室は細川晴元女だったが、彼女の早世の後、「近衛殿ノ御息」(近衛植家女)が正室に迎えられたとされる。ところが、彼女には嫡子がなかなか生まれなかったため、義景の気持ちは次第に「小宰相ノ局」(鞍合氏)に傾いてゆき、ついには「呪詛」事件をきっかけに義景は「近衛殿ノ御息」を京都に送り返してしまったという。文書中の「上様(カミサマ)」は、この「近衛殿ノ御息」(近衛植家女)を指すと思われる。『朝倉始末記』は朝倉氏滅亡を運命論的因果律によって語ろうという意図がうかがえることから、義景

山科言経をめぐる三人の女性

の閨房をめぐる話も一定の史料批判を不可欠とするが、少なくとも本文書により近衛植家女の追放をめぐる『朝倉始末記』のエピソードの大筋は史実と認めうると考えられる。

(19) 『日本思想大系 蓮如・一向一揆』(岩波書店・一九七二年)所収。

(20) 本書状では「(惣領)タツ」を「ちやくし」と述べているが、別に「石」を「(惣領)そりやう」ともよんでおり、この場合の「ちやくし」は第一子の意味であろう(「はや五百ばかりとるかたへやくそく候、二三ねんのうちニやり候」というのも、「タツ」を適当な家へ「二三ねんのうちニ」嫁に出す「やくそく」を意味するのだろう)。なお、鎌倉期の史料において、女子を「嫡子」とよぶ用例は田端泰子氏が紹介しており(『日本中世の女性』吉川弘文館・一九八七年)、女子が「嫡子」とよばれ、なおかつ家督を相続している用例は野村育世氏が紹介している(『中世の家族に関する言葉』二、三の覚書)『人民の歴史学』九八号・一九八八年)。とくに野村氏は、中世末期の用例として、説教節「刈萱」で弟の石童丸がいるにもかかわらず第一子である千代鶴姫が「嫡子」とされ続けていることをあげ、中世後期以降、女性に家督や所領が譲られなくなった後も第一子の女子を「嫡子」とよぶことがあり続けたことを指摘している。本史料の「嫡子」は、まさに野村氏のあげた「刈萱」の用例と同じ性格のものと思われる、家族史語彙の研究のうえでも興味深い事例のひとつといえる。

(21) 「タツ」については、『言繼卿記』元龜二年八月八日条、

および永禄十二・十三年、元龜二年、天正四年の巻頭家族構成表参照。そのほかの子供の事蹟については、『言経卿記』に散見されるが、さしあたり後掲橋本論文が端的なまとめを行っている。

(22) 東京大学史料編纂所所蔵「言経卿記」写真帳による。なお、判読にあたっては、高橋隆三氏の筆写による東京大学史料編纂所所蔵謄写本「言経卿記紙背文書」を参照した。

(23) 橋本政宣「織田信長の『安土行幸』計画」(同『近世公家社会の研究』吉川弘文館・二〇〇二年、初出一九七六年)。

なお、橋本氏は文中にみえる「かもし(母)」を松尾兵部丞の母と理解しているが、わざわざその安否を言継に報告していること、松尾兵部とは離れて暮らしているらしいこと、かねて足が不自由であったとされていること、から考えて、阿茶の生母を指すべきと思われる。

(24) 文中の「御すぎ」は「死去」の忌み言葉であり、同一の用法は二点目の紙背文書の⑤にも見える(黒田弘子氏のご教示による)。

(25) 池享『戦国・織豊期の武家と天皇』(校倉書房・二〇〇三年)。

(26) 平安期、貴族女性が地方に下り、しばしば有力者のもとで女房として留住していたという事実は、保立道久『中世の女の一生』(洋泉社・一九九九年)に指摘がある。また室町期の事例では、万里小路豊房の妾、民部卿局(大原野神主伯治房姉)は、豊房とのあいだに一女をもうけていたが、豊房の横死後は能登守護畠山義忠のもとに身を寄せて

いたことがわかる(『建内記』嘉吉三年五月十日条)。しかも、その後も彼女は出家した一人娘(梅尾そかう首座)との交渉を続けており(『同』文安元年五月二十五日条)、本稿の事例に類似した事実を室町期にも指摘することができ

(27) 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』(校倉書房・二〇〇〇年)、山田邦明『戦国のコミュニケーション』(吉川弘文館・二〇〇二年)。

〔追記〕 本稿は、山本隆太郎氏・加藤麻彩子氏・藤木正史氏との『言経卿記』輪読会の成果であり、「二」の部分、大沢泉氏・山本真紗美氏の『尊卑分脈』の記載についての指摘をヒントに分析を行ったものである。また、二〇〇五年五月十四日の前近代女性史研究会古代・中世合同部会では、参会された方々から史料解釈や研究史について多くのご指摘を頂戴した。さらに成稿にあたっては、末柄豊氏からも懇切なご教示を賜った。諸氏のご厚情に深く感謝したい。